

# 一般名処方について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方せんを発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、令和8年6月の診療報酬改定に基づき、バイオ医薬品（生物学的製剤）についても、バイオ後続品（バイオシミラー）がある薬剤は成分名（一般名）による処方を行います。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

## 長期収載品の処方に係る選定療養について

医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療養として、患者さんの自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。

令和8年6月の診療報酬改定に伴い、長期収載品の選定療養制度における患者負担割合が従来の「4分の1」から「2分の1」へ引き上げられました。

※長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※選定療養とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の一つで保険外診療にあたります。

ご不明な点がございましたら受付にてお問い合わせください

令和8年6月

社会医療法人福西会 福西会南病院